

第2章 防災対策

— 災害への備え —



八王子市立学校危機管理マニュアル
Risk management

第2章 防災対策 — 災害への備え —

第1部 学校の危機管理

1 学校危機管理計画の策定

学校は、災害時に児童・生徒の生命及び身体の安全確保に万全を期するため、学校の防災に関する危機管理計画を作成するとともに、教職員の防災意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定めておくことが必要である。

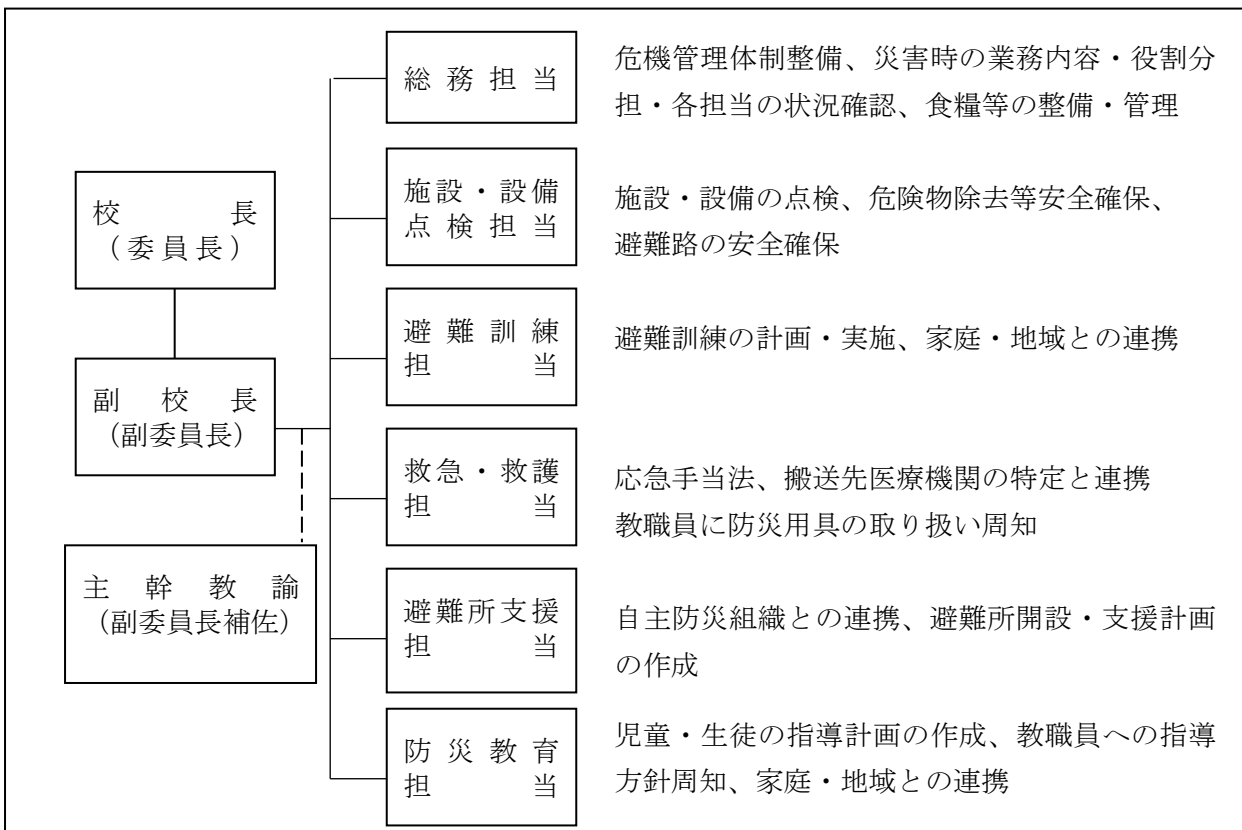
また、児童・生徒の安全確保のため、災害時における校長を本部長とした学校災害対策本部の組織をあらかじめ定め、教職員の役割分担を行うとともに、校長が不在の場合、休日・夜間で教職員が少ない場合、他の担当への応援が必要な場合等を想定し、臨機応変の対応が取れるように計画し、教職員、保護者等に周知徹底を行う。

なお、家庭や地域と連携した避難（防災）訓練、防災教育、防災研修の充実とともに、災害時の避難所支援を想定し、日頃から、市教育委員会、防災課及び家庭・地域との連携を図り、学校の防災体制の整備に努める。

（【第2章 資料（1）防災計画体系図】40ページ参照）

（1）学校における防災組織

① 学校危機管理委員会（平常時）【例】

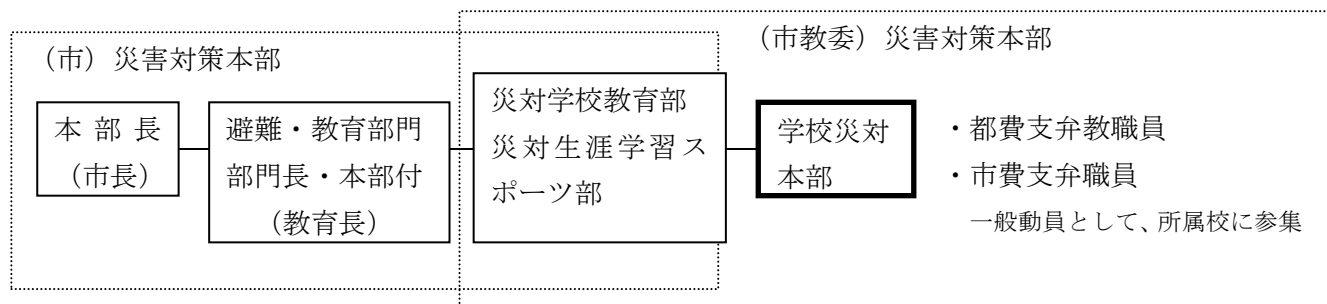


(2) 災害発生時における学校災対本部の設置

市は、災害の発生や災害発生のおそれがある場合に災害対策本部を設置する。各学校においては、災害時に備え、学校の状況に即し、学校災対本部（〇〇学校災対本部）を編成しておくこと。

なお、各学校における学校災対本部は、原則として職員室内に設置する。

（【第2章 資料 (2)八王子市災害対策本部組織図】41ページ参照）



① 学校災対本部の役割（事務分掌）

- ア 児童及び生徒の保護及び安否確認等に関すること
- イ 被災児童及び生徒の救護に関すること
- ウ 学校施設の点検、整備及び復旧に関すること
- エ 避難所の開設及び運営の協力に関すること

② 学校災対本部における各班の任務【例】

	責任者	任 務	班員名	代替員名
本 部 長	校長	統括	校長	副校長
副 本 部 長	副校長	- 本部長補佐及び本部長不在時の統括 - 各種情報の集約 - 本部長の指示による学校災対本部指揮	副校長	主幹教諭
総括・情報班	副校長 教務主任	- 人的・物的被害等の情報の収集・伝達 - 発災後の消防署等関係機関との連絡 - 各班との連絡 - 交通機関運行状況等の状況把握 - 災害状況の記録・報告 - 食糧の調達		
安 否 確 認 ・ 避 難 誘 導 班	学年主任	- 非常口の開放・避難障害物の排除 - 児童・生徒の第一次避難誘導 - 行方不明児童・生徒の搜索を消火・巡視班に依頼 - 第二、第三次避難場所への経路確認 - 児童・生徒の引き渡し		

点検・防護措置・消火・巡視班	生活指導主任 用務員	- 消防用設備の点検・使用準備 - 初期消火、火元遮断 - 行方不明児童・生徒の搜索・救出、校舎の被害の確認 - 火気使用器具使用禁止、元栓閉め - 薬品庫等危険物の転倒落下防止 - 非常用電源の点検 - 点検結果等を総括班に連絡		
救 護 班	保健主任	- 救護所の設置 - 救急・救護資器材の準備 - 負傷者の応急処置・記録 - 医療機関へ速やかに連絡するよう総括班に指示		
物品・食糧班	事務職員	- 非常持ち出し物品の管理・搬出 - 児童・生徒の飲料水、食糧等の準備		
他班への応援要員		必要に応じて、他班を応援		
避難所支援班		避難所の運営支援		

※本部長及び副本部長が不在の場合は、主幹教諭（主任教諭）がその職務を代行する。

※各班に責任者を置く。また責任者の代理者を決めておく。

（３）教職員の配備態勢

① 配備態勢（勤務時間中の態勢及び勤務時間外における参集後の態勢）

ア 教職員（学校災対本部員）

(a) 校長及び副校長

校長及び副校長は、警戒配備態勢とし、指揮監督、情報収集、準備活動等に従事する。

(b) 都費支弁職員

配備基準に基づき、校長が指定する配備態勢により、応急対策活動に従事する。

(c) 市費支弁職員

一般動員と指定動員に分けて指定され、応急対策活動に従事するが、現在は一般動員として所属校に参集し、配備基準に基づき、校長が指定する配備態勢により、応急対策活動に従事する。

一般動員……所属校に参集し、所属校長の指示に従う。

指定動員……あらかじめ学校教育部長が指定した所属校以外の場所（自宅近隣の学校等）に参集し、参集先の校長の指示に従う。

イ 教育委員会事務局職員（災対学校教育部員）

あらかじめ学校教育部長が作成した非常配備態勢種別に応じた配備計画に基づき、応急対策活動に従事する。

② 配備基準【地震】

	配備基準	市の配備態勢 ・教育委員会 事務局職員 ・市費支弁職員	学校の配備態勢 ・都費支弁職員	学校の応急対策活動等
警戒配備態勢	- 市域に震度 4 の地震が発生したとき - その他、災害対策本部長が必要と認めたとき	- 各部の部課長 - 情報連絡事務局職員 - 防災課職員	校長及び副校長	- 施設設備の被害状況の確認 - 警戒宣言発令に備えるための準備行動
第1 非常配備態勢	- 市域に震度 5 弱の地震が発生したとき - 市域に地震で局地的災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき - その他、災害対策本部長が必要と認めたとき	2～3 割の職員	校長及び副校長 その他校長が必要と認めた教職員	- 小規模な応急措置をとり、救助活動、情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢 - 大地震発生に備えるための準備行動 - 児童・生徒の被災状況の確認 - 施設設備の被害状況の確認
第2 非常配備態勢	- 市域に震度 5 強の地震が発生したとき - 市域に地震で数地域の災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき - その他、災害対策本部長が必要と認めたとき	6～7 割の職員	5 割の教職員 (5 割が 10 名に満たない場合は 10 名程度)	- 応急対策活動及び復旧対策活動 - 児童・生徒の被災状況の確認 - 施設設備の被害状況の確認
第3 非常配備態勢	- 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき - 市域に地震で激甚な災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき - その他、災害対策本部長が必要と認めたとき	全職員 (嘱託員、臨時職員は除く)	全教職員 (嘱託員、臨時職員は除く)	- 組織機能すべてをもって対処する態勢 - 児童・生徒の被災状況の確認 - 施設設備の被害状況の確認

注 1) 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したときは、全教職員の配備が自動発令される。

注 2) 各担当教職員は、体感その他により市域に震度 4 以上の地震が発生したと推定したときは、気象庁の発表及び配備指示の伝達がないときでも震度相当の配備態勢をとる。

注 3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、防災課において連絡要員を確保し情報の収集にあたる。

③配備基準【風水害】

態勢	配備基準	市の配備態勢 ・教育委員会事務局職員 ・市費支弁職員	学校の配備態勢 ・都費支弁職員	学校の応急対策活動等
水防連絡態勢	○ 勤務時間内に、気象情報等により必要と認めたとき	- 水防本部を構成する部の部課長 - 情報連絡事務局職員 - 防災課職員	原則として、校長及び副校長の参集は要しないが、災対学校教育部長が必要と認めるときは、招集連絡に応じて参集する。	
水防緊急連絡態勢	○ 勤務時間外に、気象情報等により必要と認めたとき ※ 水防警戒本部を設置した場合は、この態勢を基本とする			
水防警戒配備態勢	○ 市域に気象情報の注意報、警報、または水防警報が発表され、今後さらに降雨等が予想されるとき ○ 市域に局地的な風水害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、水防本部長が必要と認めたとき ※ 水防警戒本部を設置した場合は、この態勢を基本とする	2～3割の職員	2～3割の教職員	- 校長又は副校長が必要と認めるとき、招集連絡に応じて参集する。 - 応急対策活動及び復旧対策活動 - 児童・生徒の被災状況の確認 - 施設設備の被害状況の確認
水防第1非常配備態勢	○ 市域に特別警報が発表されたとき ○ 市域に数地域又は広い範囲に及ぶ風水害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、水防本部長が必要と認めたとき ※ 水防対策本部を設置した場合は、この態勢を基本とする	4～5割の職員	4～5割の教職員	- 校長又は副校長が必要と認めるとき、招集連絡に応じて参集する。 - 組織機能すべてをもって対処する態勢 - 児童・生徒の被災状況の確認 - 施設設備の被害状況の確認

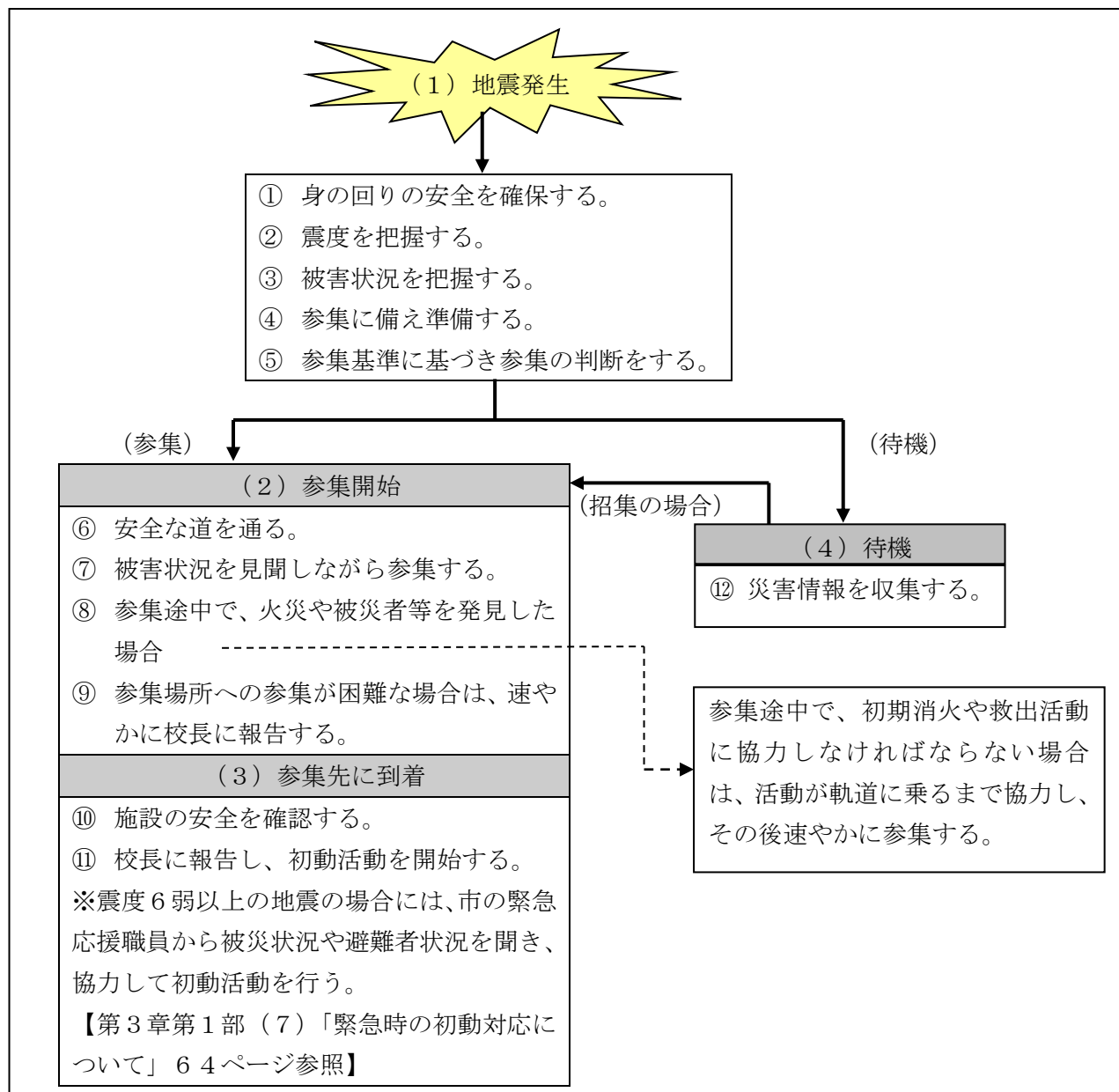
(4) 勤務時間外に地震が発生した場合（参集態勢）

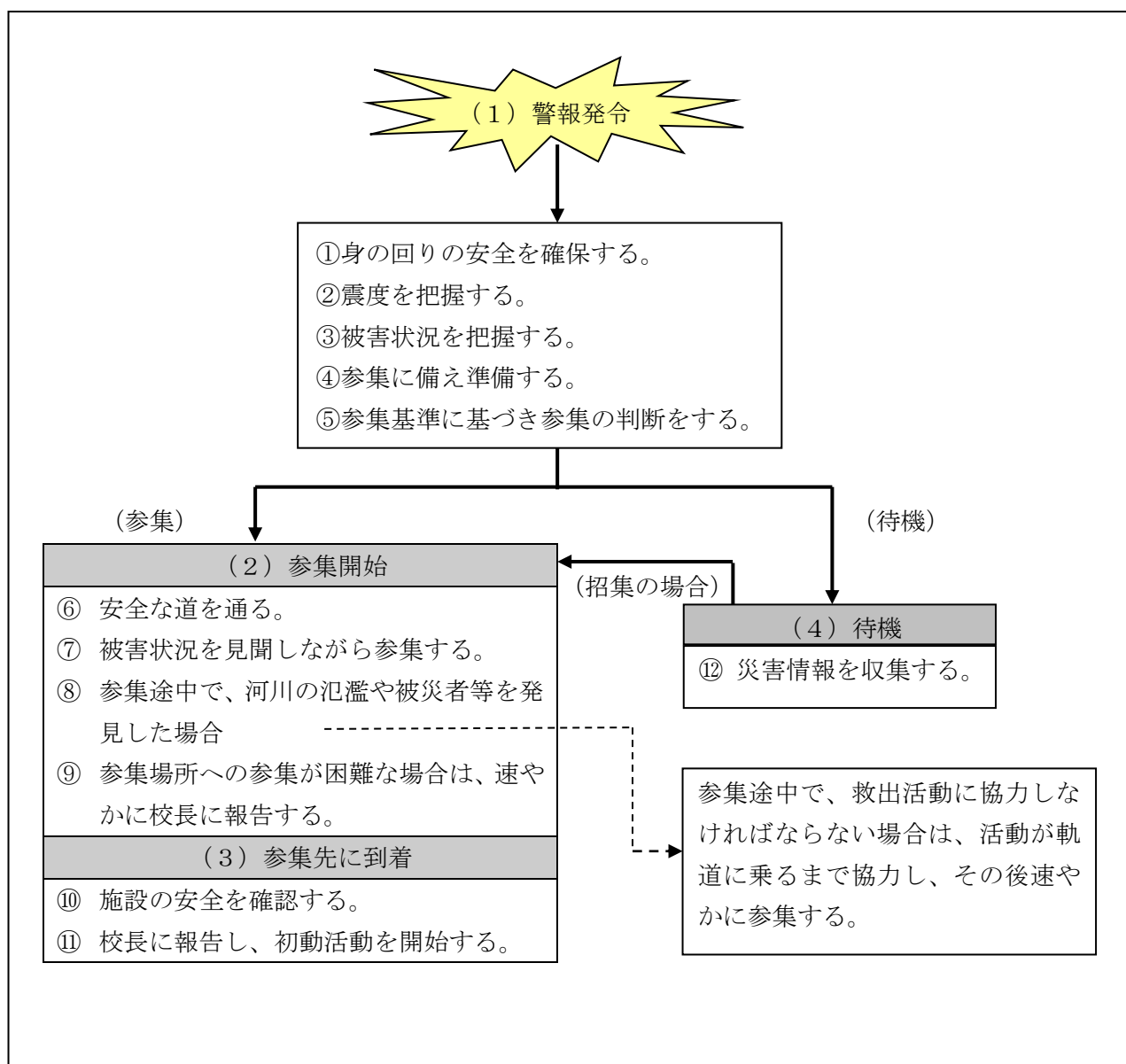
① 教職員「防災カード」

全教職員は、八王子市教職員防災カードに必要事項を記入のうえ常時携帯し、災害発生時に備える。

八王子市教職員防災カード 地震が起きたら！ ・非常時への精神的・物理的な備えを万全にする ・自分の身の安全に備える ・家族内の連絡方法を確立しておく ・教職員としての役割を理解し、行動する ・震度・被害状況を把握する	地震発生時の安全確保 1. グラツときたら身の安全 2. 落ちついて 火の元確認 初期消火 3. あわてた行動 けがのもと 4. 窓や戸を開け 安全確保 5. 落下物 あわてて外に飛び出さない 6. 門や塀には近寄らない 7. 正しい情報 確かな行動 安全確認及び連絡の方法 災害伝言ダイヤル 171 災害用伝言板(携帯電話各社)等を利用する ※事前に使用方法を確認しておく(家族や知人にも周知する)	地震発生時 1. 身の回りの安全を確保する 2. 震度を把握する 3. 被害状況を把握する 4. 参集に備え準備する 5. 参集の判断をする 参集にあたって 1. 安全な道を通る 2. 被害状況を確認しながら参集する 3. 参集場所への参集が困難な場合は校長へ報告 参集先に到着した時 4. 学校の安全を確認する 5. 校長に報告し初動対応を開始する
--	---	--

② 参集手順（勤務時間外の場合）





③ 緊急時教職員名簿（例）

＜時間の目安：徒歩 4 km/h 自転車 15 km/h＞

【災害対策本部及び水防本部については、ページ 11、12 の職員配備基準を参照】

※教職員数に応じて行追加してください

No.	職 名	氏 名	電話番号	手段及び 所要時間 (通常時)		手段及び 所要時間 (非常時)		住 所 (市町村から記載)	自宅から 学校まで の距離 (Km)	災害対策本部				水防本部			
				手段	所要 時間 (分)	手段	所要 時間 (分)			警戒 配備 態勢	第1非常 配備	第2非常 配備	第3非常 配備	連絡 態勢	緊急連絡 態勢	警戒 態勢	第1非常 配備
1	校長									○							
2	副校長									○							
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

⑤ 教職員緊急連絡網

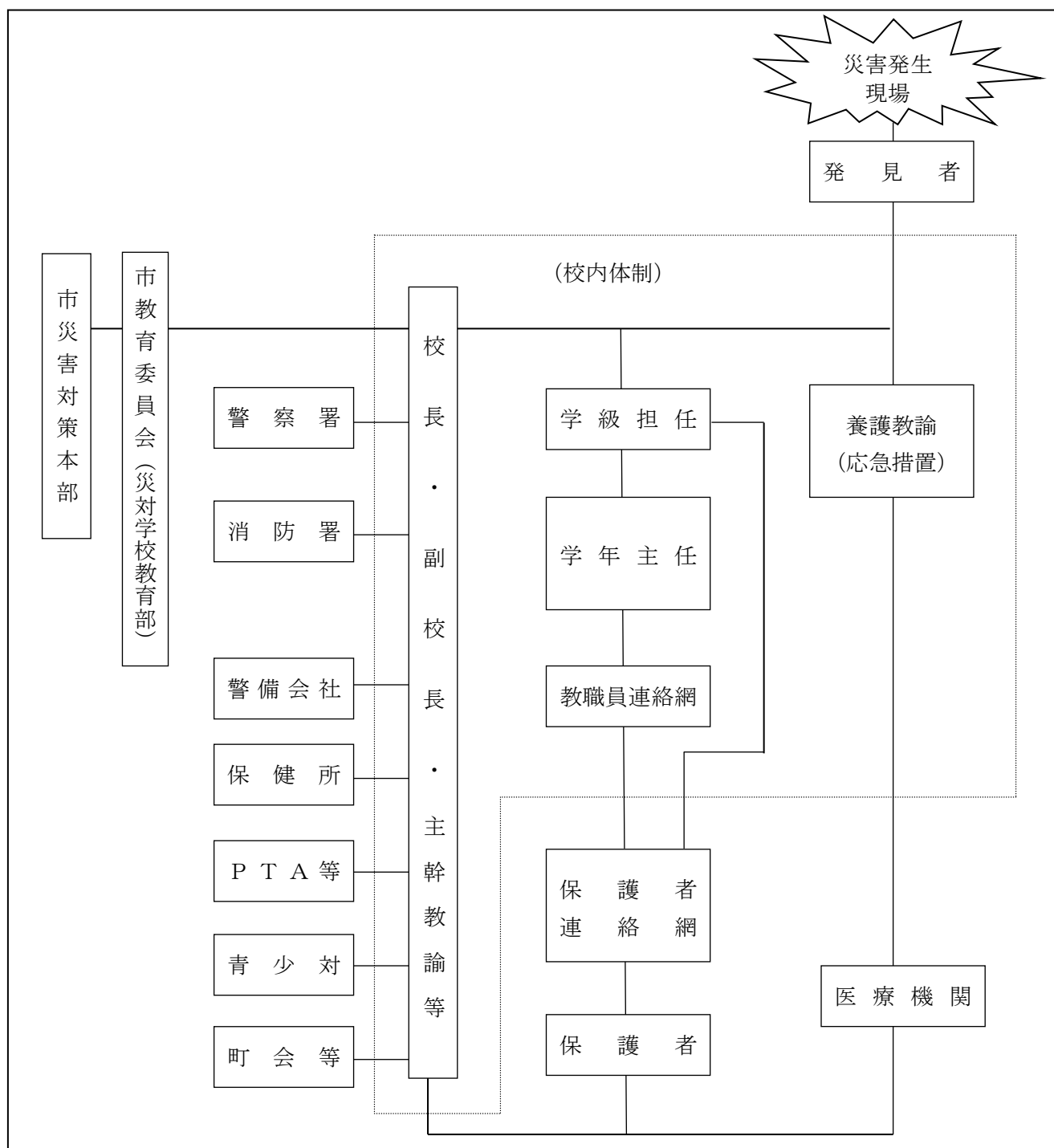
令和 年度_____学校教職員緊急連絡網 (令和 年 月 日現在)

各学校の教職員緊急連絡網を貼り付ける。または、巻末に追記する。

(5) 情報連絡体制の整備

災害発生後、児童・生徒の生命と安全の確保のため、災害の規模、児童・生徒の被災状況、通学路の安全、交通機関運行状況等の情報を収集し、また、関係機関への通報・連絡を迅速に行えるように、情報連絡体制を整備しておく必要がある。そのためには、あらかじめ防災組織を編成し、具体的な対応について検討しておくとともに、災害時緊急連絡先を明確にして、状況の報告、指示が速やかにできるようにしておくこと。

① 関係諸機関への通報・連絡網



② 災害時緊急連絡先・連絡内容と方法

機関名	通報・連絡内容		電話・ファックス等	
市教育委員会	児童・生徒及び教職員の安否、被災状況		教育指導課／教職員課 Tel 620-7412／620-7328 Fax 627-8811	
	学校施設の被災・復旧状況		学校施設課 Tel 620-7324／620-7325 Fax 627-8811	
	避難所開設準備・運営		教育総務課 Tel 620-7329 Fax 627-8811	
警察署	通学路の安全確保要請、盗難等に対する警戒警備		Tel 110 八王子警察署 621-0110 高尾警察署 665-0110 南大沢警察署 653-0110	
消防署	救急救命の要請、火災の発生状況、消火要請、水利状況 救出方法、消火方法		Tel 119 八王子消防署 625-0119 由木分署 676-0119	
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請		Tel 645-5111 Fax 644-9100	
ガス会社	ガス漏れ復旧要請			
電気会社	漏電検査、復旧要請、停電復旧要請			
上水道	漏水復旧要請、断水復旧要請			
下水道	漏水復旧要請（敷地外）		水循環部水再生施設課 Tel 642-8421	
警備会社	警備依頼			
医療機関	受け入れ要請、児童・生徒の被災状況、治療状況の確認	病（医）院 病（医）院 病（医）院 病（医）院	Tel Tel Tel Tel	
P T A （保護者の会）	協力要請、通学路の安全確保、残留児童・生徒の保護方法、児童・生徒の引き渡し方法、帰宅方法、緊急連絡事項			
保護者	緊急連絡事項（児童・生徒の引き渡し、事故）、医療機関の確認			

※空欄は、確認し記入すること

2 施設・設備の安全管理

普段から校舎内外の施設・設備の安全点検を行うことが、災害における被害を最小限に食い止め、火災やガス漏れなどの危険から児童・生徒及び避難してきた地域住民の身の安全を守ることになる。

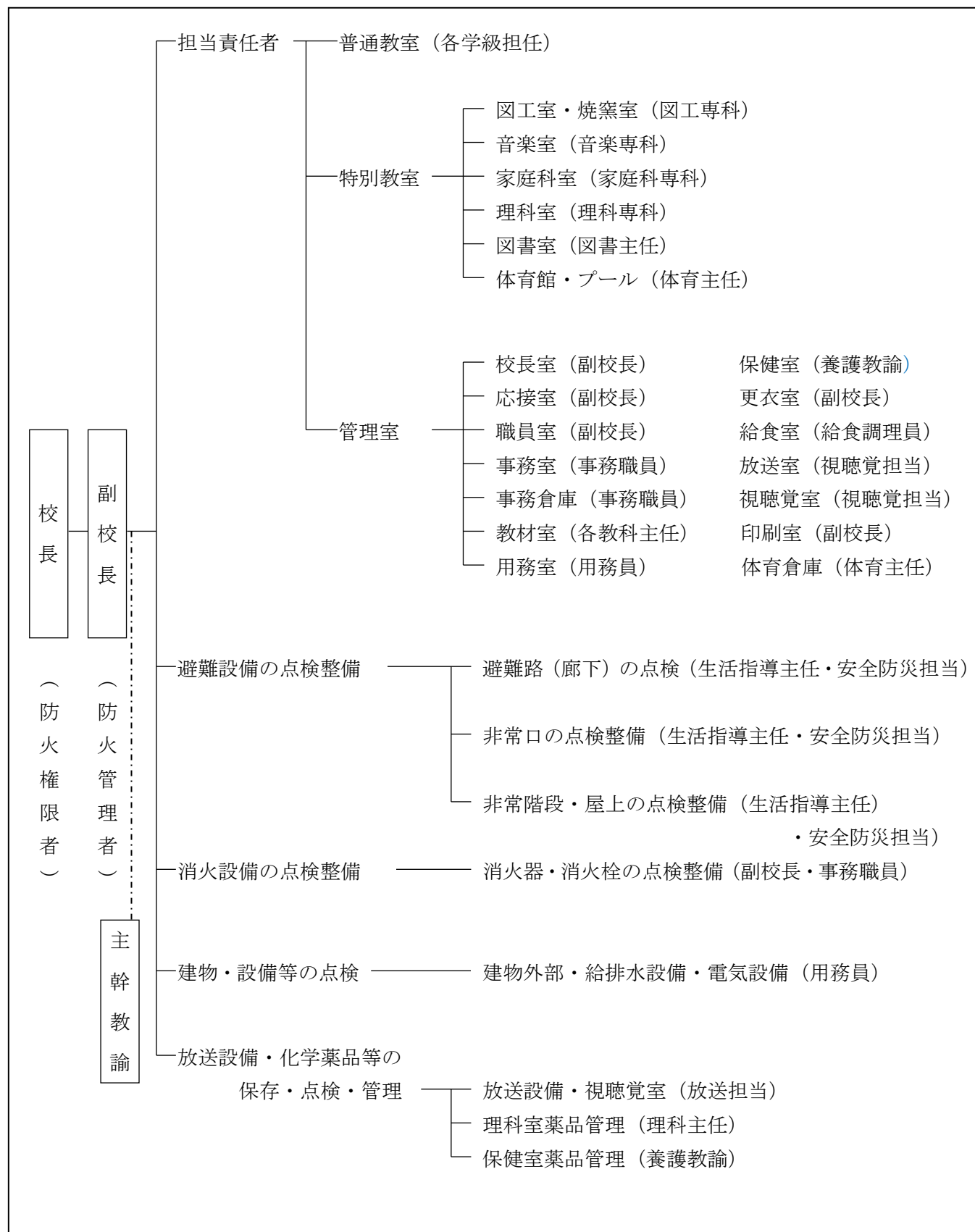
また、電気・ガス・水道等の供給を確保することにより、避難所としての機能を保持することができる。

(1) 点検箇所と点検内容、点検時期

No.	施設・設備等	内 容	時 期
1	校庭・駐車場	校舎からの落下物や周辺の危険の有無、消防車通路の確保	日 常 点 検
2	各教室	危険物・落下物等の有無、教室内の整理整頓	日 常 点 検
3	廊下・階段・非常口	危険物・落下物の除去、障害物の整理	日 常 点 検
4	薬品等	可燃物薬品の整理、化学薬品容器・収納棚の転倒落下防止	月 1 回点検
5	電気・ガス・水道等	配線・分電盤・ガス栓・コンロ・ガス漏れ遮断装置の確認	毎学期点検
6	A E D	本体インジケータランプによる正常確認	日 常 点 検
7	消火設備	消火器・消火栓・火災報知器の確認	毎学期点検
8	避難用具・設備	名簿・連絡網・ロープ・救急袋・防火扉の確認	毎学期点検
9	通報・連絡設備	非常ベル・ラジオ・振鈴・トランシーバー・携帯用メガホン等の確認	毎学期点検
10	救急用品・用具	救急薬品・担架の確認、校医との連絡方法の確認	日 常 点 検
11	校外避難路	危険物・落下物の調査、第二次避難場所及び経路の確認	学 年 初 め
12	事務室	非常持ち出し品の確認、ラベル表示	学 年 初 め
13	用務員室	可燃物・危険物・落下物の整理・整頓、倒壊・落下防止	日 常 点 検
14	給食室（調理室）	電気・ガス・危険物・落下物の確認	日 常 点 検
15	通学路	ブロック塀の多いところ、落下しそうな看板の把握	日 常 点 検

※ ガスメーターには、都市ガス、プロパンガスともにガスの異常流出や震度5程度の地震を感知すると自動的にガスを遮断する機能があるが、災害時には器具などの元栓を必ず閉める必要があるため、ガス器具の元栓やガスメーターの場所を確認しておくこと。

○ 施設・設備点検担当（小学校の例）及び管理点検票



＜電気分電室、消火栓、ガスの元栓、AED、マンホール等の配置図＞

下欄に、電気分電室、消火栓、ガスの元栓、AED、マンホール等の配置図を貼付しておき、緊急時にすぐ対応できるようにしておく。また、避難所として対応する場合の「立ち入り（使用）禁止場所」、と「使用可能な場所」を決め、明示しておく。

下水道直結式仮設トイレ設置のため、設置可能なマンホール（汚水）の位置を把握しておく。

校舎平面図等の貼付欄

各学校の校舎平面図等を貼り付ける。
または、巻末に追記する。

電気分電室、消火栓、ガスの元栓等の配置図の貼付欄

各学校の電気分電室、消火栓、ガスの
元栓等の配置図を貼り付け、位置を把握する。または、巻末に追記する。

3 防災用具と非常持ち出し品

災害時には児童・生徒の安否確認が最重要であることから、名簿等を必ず持ち出すことを周知しておく。

また、災害時に必要な用具、備品、非常持ち出し品は、いつでも持ち出しができるように所定の場所を決めて保管しておくこと。

火災の延焼等により学校以外に避難する場合に備え、非常持ち出し品、搬出者、搬出方法、搬出先を検討しておく。

（【第2章 資料(4) 非常用品の管理点検】43ページ参照）

① 安否確認等のための諸帳簿

出席簿、引き渡しカード、緊急連絡網、地域班名簿、避難場所までの順路図、避難場所の見取図、通学路危険箇所図等

② 防災用具・用品の例

班 名	必 要 な 物 品
総括・情報班	本部旗、救護所旗、トランシーバー、ハンドマイク、携帯ラジオ、乾電池、防災行政無線など
避難誘導班	出席簿、緊急連絡網、引き渡しカード、ホイッスル・メガホン・学級旗、手袋、筆記用具、懐中電灯、ハンマーなど
点検・防護措置、消火・巡視班	ヘルメット、ロープ、保護手袋、マスク、学校施設設備等点検リスト、マスターキー、危険箇所点検済表示用具（マジック・ガムテープ・用紙）、校内地図など
救護班	救護箱、応急手当薬品類・用具、AED、湿布薬、洗浄用水、毛布、救護旗など
物品・食糧班	非常持出用ザック

③ 重要物件の保管と搬出

重要物件については、災害に備え非常用ロッカー（耐火金庫等）に一括保管し、全教職員に周知するとともに、必要に応じて搬出を行う。

○非常用ロッカー（耐火金庫）保管帳票等

- ア 学校沿革誌
- イ 卒業証書授与台帳
- ウ 指導要録

4 自主防災組織、保護者・地域等との連携

学校は日ごろから避難訓練や引き渡し訓練などの方針や計画について、保護者やPTA、町会・自治会、自主防災組織等に連絡し、共通理解を深め、連携を密にしていく必要がある。また、日常の家庭での備えのための資料を配布し、普段から災害に対する心構えを喚起しておく必要がある。

また、中学生は災害時には大きなマンパワーになることも想定し、ボランティアとして、PTA、町会・自治会、自主防災組織等と一体となり自分たちのまちを守る大きな力となるように体制を整備しておくことも必要である。

（１）八王子市自主防災組織との連携

発災初期においては、学校の対応する事項は多岐にわたるとともに、限られた人員によって対応することになる。そこで、校区に自主防災組織のある学校は、自主防災組織が行う防災訓練などに教職員及び児童・生徒が積極的に参加・協力するとともに、発災初期に適切な連携が図られるよう、自主防災組織との協力体制の整備に努めることが必要である。

自主防災組織については、市防災課が所管しているので、校区内の設置状況についてあらかじめ確認しておくこと。

（２）保護者・地域等との連携

学校においては、日ごろから保護者・PTA、町会・自治会、青少対等と連携し、災害時における、次の役割への協力体制を構築しておく。

- ア 児童・生徒の安否確認並びに安全確保
- イ 避難所の運営
- ウ 児童・生徒の災害復旧活動への参加
- エ 避難訓練・防災訓練の計画・実施
- オ 通学路の危険箇所の把握並びに必要な措置
- カ その他、災害時における必要な措置

（３）家庭への防災意識の啓発

家庭において、日ごろから災害への備えや家族で防災に関する話し合いをするなど、家庭に対して防災意識を高めるよう啓発を行う。

（【第2章 資料（7） エ 家庭配布用資料】53ページ参照）

- ア 非常持ち出し品の準備
- イ 家具等の転倒・落下防止

- ウ 家族との連絡方法の確認
- エ 災害用伝言ダイヤルの使用方法の確認
- オ 避難場所や避難方法の確認、地域の危険箇所の把握
- カ 学校からの情報を入手する方法の確認（災害用伝言ダイヤル、災害時情報掲示板など）
- キ 地震発生時の初期行動（防災知識を身に付け、防災行動力を高める）
- ク 消火の備え
- ケ 確かな情報を入手する

5 避難訓練

（１）避難訓練・防災訓練の計画的な実施

学校においては、学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定し、以下に掲げる場面のような、多様な状況を想定したうえで計画的に避難訓練を実施する。なお、自主防災組織や保護者・地域及び消防署等防災機関との連携を重視した避難訓練・防災訓練を必ず年間１回以上実施する。

避難訓練の実施後は、評価を教職員相互で行い、効果や反省点、改善点等を次回の訓練に反映させる。

① 避難訓練における設定時間・場面

- ア 児童・生徒の登下校時
- イ 始業前・放課後
- ウ 授業中（普通教室・特別教室・体育館・運動場等）
- エ 休憩時・清掃時
- オ 校外活動・遠足等
- カ 移動教室・修学旅行等
- キ 委員会活動・部活動中（平日・休日）

② 避難訓練における設定状況

- ア 停電等により、校内放送が使用できない場合
- イ 電話等が不通で、情報の収集や伝達ができない場合
- ウ 管理職が不在の場合
- エ 渡り廊下や非常階段等、事前に想定した避難経路が被害を受けて使用できない場合
- オ 児童・生徒・教職員が負傷した場合
- カ 校内において行方不明の児童・生徒が発生した場合
- キ 校庭等が地割れ・陥没、斜面崩落等で使用できない場合
- ク 警戒宣言発令時や緊急地震速報伝達時

③ 特別支援学級及び特別な支援が必要な児童・生徒への対応

発達の特性や状況に応じて、特別な教育的支援が必要な児童・生徒には、特に個別指導を行ったうえで避難訓練を実施する。

(2) 体験的、実践的な避難訓練の実施

避難訓練の実施にあたっては、形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感を持たせるよう工夫するとともに、安全教育プログラムや学校安全計画に基づく防災教育・安全指導との関連を考慮する。

また、必要に応じて、防災関連機関と連携のうえ、次のような体験的・実践的な避難訓練・防災訓練を実施する。

① 緊迫感、臨場感をもたせた避難訓練

- ア 訓練実施日は予告しておくが、想定する災害の発生時刻を児童・生徒に予告しない。
- イ 屋内消火栓、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用する。
- ウ 緊急地震速報等を想定し、地震発生時の安全確保の姿勢をとらせる。
- エ 廊下等の避難経路に落下物や転倒物に見立てた段ボールを置き、危険を避けた避難経路を設定する。

② 体験的な避難訓練

- | | | |
|---------------------------|------------------|------------------------------|
| ア 防災出前講座・・・・・・・・・・・・・・・・ | } | 防災課 電話：042-620-7207・620-7208 |
| イ 地震体験車「グラットくん」・・・・・・・・ | | |
| ウ 放水訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ | } | 八王子消防署 電話：042-625-0119 |
| エ 消火器使用訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| オ AED 使用訓練・救急法・・・・・・・・ | | |
| カ 避難所設営訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ | 教育総務課 | 電話：042-620-7329 |
| キ 炊き出し訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ | 各自主防災組織・町会自治会等 | |
| ク 立川防災館の利用・・・・・・・・ | 立川市泉町 1156 番地の 1 | 電話：042-521-1119 |

(3) 災害時における児童・生徒の引き渡し（留め置き）

災害発生時においては、学校は児童・生徒の安全確保を最優先とし、保護者等に引き渡すまでは、学校において安全を確保するために児童・生徒を学校に留め置き保護する。

引き渡し方法・基準については、大規模災害発生時に、東京都などの帰宅困難者対策条例に基づき、保護者が職場や外出先等に一時的に待機することや交通機関等の不通により保護者が帰宅困難となる場合等を想定したうえで、あらかじめ保護者等に引き渡し方法や災害用伝言ダイヤルなどの連絡方法を周知し、引き渡しカードを作成しておくとともに、定期的な引き渡し訓練を行う。

① 保護者への引き渡し基準・方法

○ 引き渡し基準

- ア 東海地震警戒宣言または特別警報が発令された場合
- イ 大規模災害による交通機関の不通等により保護者が帰宅困難になることが予想される場合
- ウ 広範囲の地域で倒壊、火災、交通機関の不通等で混乱が生じた場合
- エ 校舎、校庭など破損が著しく、火災発生の危険がある場合
(第二次避難場所等での引き渡しの可能性)
- オ 児童・生徒、教職員に多数の死者、負傷者がでた場合
- カ 付近の被害が大きく、保護者が避難したり、学校が避難場所になった場合

○ 引き渡しの方法

- ア 学校災対本部の指示伝達が浸透するように、携帯マイク等を準備する。
- イ 本部の指示に従い、児童・生徒の把握に留意する。
- ウ 担任以外の教職員の役割を決め、速やかに事態に対応できるようにする。
- エ 避難場所に児童・生徒を誘導し、人員の把握を確実にする。
- オ 引き渡すときには、引き渡しカードにより引渡人を確認する。
- カ 引き渡しを確実にいき、児童・生徒名簿への記入を確実にする。

【第2章 資料(8) 児童・生徒引き渡しカード】54ページ参照)

(4) 避難場所

市内の全小・中及び義務教育学校は、「一時避難場所」に指定されており、災害時には、一旦、校庭において、児童・生徒の安全を確保した後、校舎・体育館及び学校周囲の安全確認を行ったうえで、次の行動に移る。

学校危機管理計画や避難訓練の実施計画を策定する際は、市が定める洪水や土砂災害ハザードマップ等を確認し、風水害による浸水・土砂災害等の二次災害や火災等の発生も考慮する。また、あらかじめ第二次避難場所（最寄りの一時避難場所等）を定めておく。

さらに、火災が広い範囲に及び最悪の事態が想定される際には、広域避難場所に避難する。

なお、第二次避難場所及び広域避難場所については、あらかじめ保護者等に周知する。

第一次避難場所	(自校校庭) _____ 学校	【一時避難場所※】 様子を見るためとりあえず避難する場所。 正確な情報を得て、地域ぐるみで防災活動を行う拠点となる。
第二次避難場所	(最寄りの一時避難場所) _____ 学校	
広域避難場所	(市内 14 か所) _____ _____	【広域避難場所】 火災が広い範囲におよび、最悪の事態になったとき、熱や煙、有毒ガス、浸水などから生命の安全を確保する、延焼の危険のない場所。

※ 一時避難場所：市内全小・中・義務教育学校、市内全都立高校等 119 か所

○ 避難所

避難所は、災害が発生した場合や発生する可能性が高まった場合に、市民の安全を確保する役割や、被害が復旧されるまで、家屋等が被害を受けて住めなくなった市民等が臨時に生活を行う場としての役割を持つ施設である。（市内 135 か所）

避難所の開設は、市災害対策本部の決定による。

【避難所の開設・運営については、「避難所運営マニュアル」を参照】

6 通信手段等の事前確認

大災害発生の際、様々な通信手段が不通となることを想定し、市や関連防災機関及び保護者等との通信手段の確保・方法をあらかじめ確認しておく。

（１）市（災対学校教育部）との通信手段

ア 一般加入電話・FAX

イ 行政情報ネットワーク電子メール

ウ 災害時優先電話（事務室に設置してある FAX 付電話機）

エ 市地域防災無線

所管	一般加入電話	FAX	災害時優先 電話	市地域防災無線
教育総務課	620-7329	627-8811	627-8811	220
地域教育推進課	620-7403		—	—
学校施設課	620-7324・7325		—	—
学校給食課	620-7331		—	—
学務課	620-7326・7327		—	—
教育指導課	620-7405		—	—
教職員課	620-7404		—	—
教育センター	664-1135	662-2988		—
防災課	620-7207・7208	626-1271	626-5675 (防災用)	200

(2) 保護者等との通信手段

通常の通信手段の不通により保護者等と連絡がつかない場合を想定し、あらかじめ災害発生時等の児童・生徒の引き渡し基準・方法等を周知しておく。

また、通信手段については、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話・携帯電話・メール等）を整えておくとともに、災害用伝言ダイヤル、災害時情報掲示板（学校ホームページ）や災害用ブロードバンド伝言板（インターネット環境）を利用した連絡方法をあらかじめ確認しておく。

① 災害用伝言ダイヤル「171」（い・な・い）

【災害用伝言ダイヤル（NTT）】（音声ガイダンスに従う）

● 伝言の録音方法（学校）

① ⑦ ① にダイヤルする。

▼
録音の場合 ① を押す。

▼
学校の電話番号をダイヤルする。
(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

▼
メッセージの録音

● 伝言の再生方法（保護者）

① ⑦ ① にダイヤルする。

▼
再生の場合 ② を押す。

▼
学校の電話番号をダイヤルする。
(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

▼
メッセージを聞く

メッセージの例)「こちらは〇〇小学校です。児童は全員無事で学校で保護しています。
保護者は引き取りをお願いします。」(30 秒以内)

※ 毎月 1 日・15 日、防災週間等には体験利用ができる。(NTT のホームページ参照)

② 災害時情報掲示板（学校ホームページ）画面イメージ

The screenshot shows the 'SWAS 中学校' (SWAS Middle School) disaster information board. A yellow callout bubble labeled '一行メッセージ' (Group Message) points to the '災害時情報掲示板' (Disaster Information Board) header. Another yellow callout bubble labeled '学校からの連絡' (Contact from the school) points to the '緊急情報' (Emergency Information) section, which contains a message dated 2012-11-21 00:40. A third yellow callout bubble labeled '教育委員会からの連絡' (Contact from the Education Committee) points to the '地域の皆様へ' (To the community) section, which contains a message dated 2012-11-21 00:43. On the right side, there are sections for '学校所在地、連絡先' (School location and contact information) and '携帯サイト' (Mobile site) with a QR code.

③ 災害用ブロードバンド伝言板

【災害用ブロードバンド伝言板（Web171）（NTT）】

● 利用方法

<https://www.web171.jp/> へアクセスします



メッセージの閲覧と登録



メッセージを閲覧または登録したい電話番号を入力します



画面の指示に従って静止画、動画、音声、テキストなどのメッセージを閲覧・登録

※ その他 携帯電話の各会社もメールによる「災害伝言板」サービスを実施している。

（３）市防災情報の配信

市防災課より防災情報等がメール配信されるので、あらかじめ登録しておくこと。

○ 登録方法 ※必ず事前登録が必要。

パソコン・携帯電話から市のホームページ

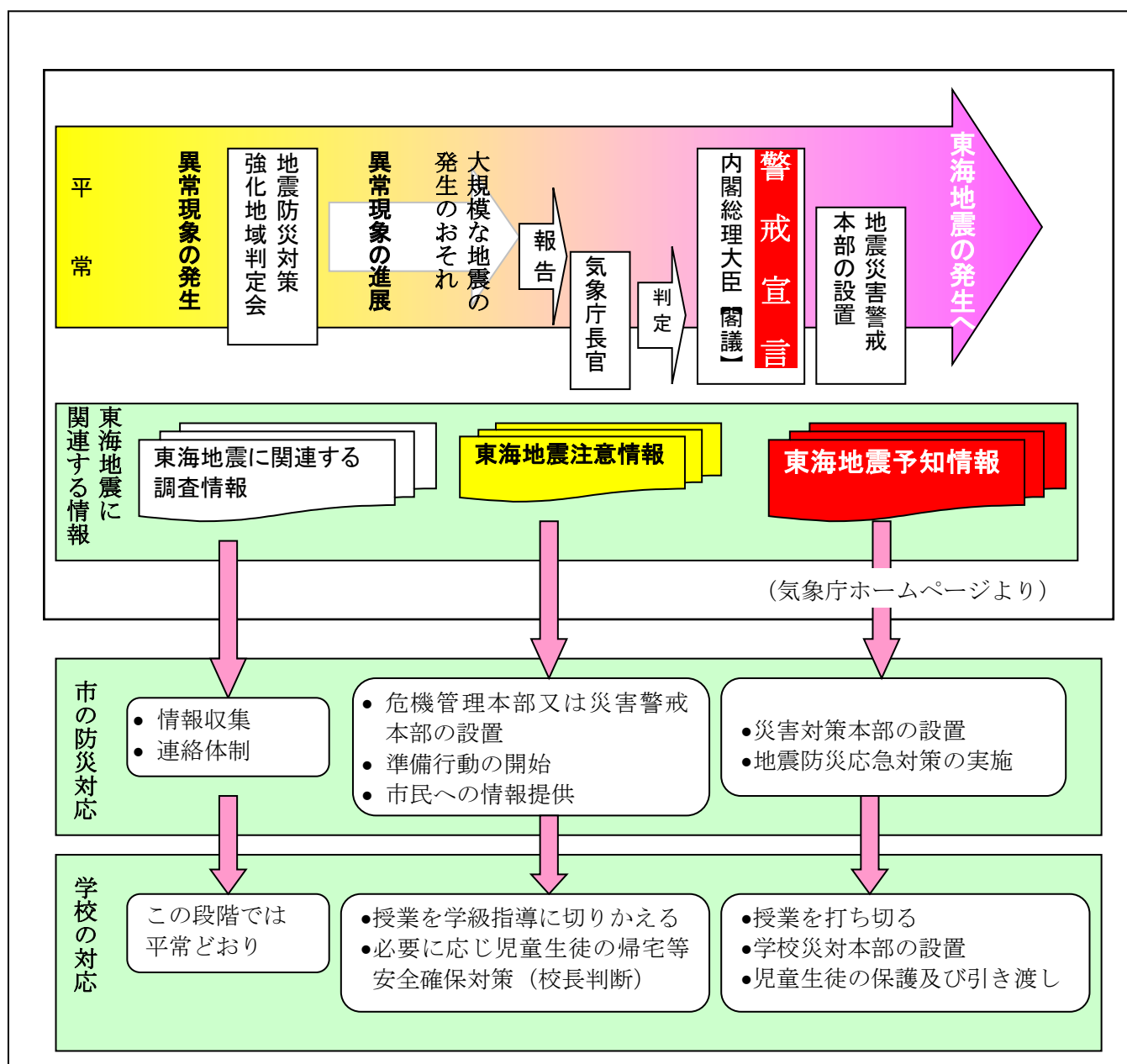
<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/online/mailmagazine/index.html>

にアクセスし、メールアドレス等を入力し登録する。登録後、確認メールまたは登録完了が送信される。

第2部 東海地震の予知体制

気象庁による東海地震の観測により、異常現象が進展し、大規模な地震発生のおそれが発生した場合、内閣総理大臣による「警戒宣言」が発令される。その際、本市は震度5弱程度と予測される。学校においては、「警戒宣言」に関する危機管理計画を作成し、警戒宣言に備えるとともに、教職員・保護者に周知徹底し、警戒宣言発令時の混乱を最小限に止めることに努める。

(1) 異常現象発見から警戒宣言が発令されるまで



(2) 注意情報が発表された場合の対応

① 市及び学校の行動

事態の推移	八王子市及び学校の行動
異常現象発見 判定会招集決定	
判定委員招集	ア 異常を発見し、判定会が招集されると、都総務局総合防災部から市の生活安全部防災課に第一報が入る。防災課は、防災本部の設置、緊急対策の準備に入る。 (防災機関、報道機関に知らされる。防災本部、警察、消防、通信、運輸等は準備に入る) この段階では、学校や一般には知らされない。
報道開始 【注意情報発表】	イ 報道開始 直前頃 市教育委員会教育総務課から各小・中・義務教育学校へ連絡する。 (一般電話・ファックス、行政情報ネットワーク電子メール、災害時優先電話、市地域防災無線による) 〈電話内容〉大地震のおそれのある緊急連絡です。○時○分東海地震の注意情報が発表されました。各学校は所定の行動をとってください。
【注意情報発表】 (学校の対応)	ウ マスコミによる報道開始 - 報道機関の報道開始と同時に、東京都環境保全局所管の公報無線による通報もある。 - 報道開始と共に混乱が予想される。電話回線も制限されるので、市教育委員会と学校との電話連絡は困難になると予想される。 ●各学校とも、電話連絡はないことも想定し、校長の責任で危機管理計画により対処する。 ●保護者の中には、この段階で児童・生徒引き取りに来校することも予想されるので、校長の判断で決定する。(保護者へ周知徹底しておく) ●学校は、テレビ・ラジオ、市地域防災無線の受信機をセットし、情報の収集に努める。 ●授業を中止し、学級指導に切り換える。 ●施設・設備の転倒防止や点検を開始する。 ●各学校の電話は制限されるので、「災害時優先電話」(ファックスの受話器)を利用する。 ●N T Tが設置する公衆電話は、優先電話となり災害時はつながりやすいので、学校近くの公衆電話の所在を確認しておく。

事態の推移	八王子市及び学校の行動
決定結果 気象庁長官へ	＜参考＞ 計画策定にあたって、警戒宣言の発令形態は、「2～3 日以内に地震発生のおそれがある」のパターンとする。
内閣総理大臣へ報告 閣議決定 【警戒宣言発令】 (学校の対応)	継送電話や指示がなくとも、テレビ・ラジオで警戒宣言発令を確認したら、校長は所定の行動を指示する。 (市地域防災無線の受信機による市教委からの指示がある)

② 学校の対応

学校災対本部準備行動	児童・生徒への指導・対応
1 市教育委員会から一報が入ったら 市教委から第一報が入ったら、校長は、学校災対本部の設置を準備し、計画に基づき行動を指示する。 校長・副校長とも不在時の責任者を決めておく。 市教委からの連絡より早く第三者から知った場合でも、テレビ・ラジオ等で確認し、所定の行動の準備をすすめる。 2 教職員への連絡 校内放送を通じて全教職員を集め、全児童・生徒を教室に誘導させる。（あわてずに）校内放送を工夫しておく。 （例）授業中：「先生方、自習の体制をとって、至急職員室に集合してください。」 休憩中：「先生方、児童（生徒）を教室に入れ、至急職員室に集合してください。」	1 授業を打ち切り、学級指導に切り換える。 （担任不在の場合、臨時担任を指示） 2 出席簿（児童・生徒引き渡し名簿、地区名簿等）をもとに児童・生徒数を確認する。 3 児童・生徒の動揺を静めることを第一とし、学級指導に切り換えた理由を説明する。 （例）「注意情報が発表されました。東海地震のおそれがある異常が発見されました。」 「校舎は、耐震構造で崩壊しにくいので、普段の訓練どおり行動すれば大丈夫です。」 - 担任が職員室に行くことを説明する。 （教職員は職員室へ集合）
3 全教職員集合までに校長・副校長のすべきこと （1）情報収集の体制をいち早くつくる。 ア テレビ・ラジオをつける。 イ 携帯ラジオの電池・ハンドマイク等を準備する。 ウ 副校長は市地域防災無線の受信機の電源を確認する。	（校長等の指示により行動・担任は教室に戻る） 4 警戒宣言が発令された時の確認と準備 （1）小・中・義務教育学校 保護者（引渡人）が引き取りに来る。保護者と一緒に下校する準備をする。 児童・生徒への指導・対応

学校災対本部準備行動	児童・生徒への指導・対応
(2) 全教職員に指示・確認する者(例:校長)、市職員に指示・確認する者(例:副校長)を決め、危機管理計画書を出して内容を確認し、警戒宣言発令時に備える。 4 判定会議の結論が出るまでは一定の時間を要するので落ち着いて指導し、結論が出たら、校内放送で合図し、引き渡し等の行動をおこす。 5 情報の収集と保護者対応(主として電話)電話は制限されるが、その中でも問い合わせがある。警戒宣言が発令されたら、児童・生徒は引き渡しになることを伝える。 6 警戒宣言が発令されると、解除されるまで、学校は休校になる。(自宅待機) (授業再開の例) 午前 6 時以前に解除の場合平常どおり 午前 10 時以前に解除の場合午後から授業開始 午前 10 時以降に解除の場合翌日から授業開始	保護者(引渡人)が来るまでは、学校が保護しているから心配のないことを伝える。 5 帰宅途中で注意すること ア 保護者の言うことを聞き、あわてないこと。 イ 自動車に注意する。 ウ ブロック塀や石垣の側を避け、落下物に注意する。 6 教室内の落下・転倒物の防止 ア 花瓶など、高いところの物は床におろす。 イ 教室の扉を開ける。(避難路の確保) バケツに水を汲みおく。 ウ 教室用の書庫は倒れやすいので、本は出して床におく。 エ 教室内の蛍光灯は、ガムテープで 2 カ所位とめる。(落下防止) 7 家庭における注意についての指導 ア 家庭でも、被害を最小限にするよう、手伝いをする。 イ デマにまどわされず、テレビ・ラジオ等で正しく判断すること。 8 警戒宣言が発令されると、解除されるまで、学校は休校になることを伝える。
7 児童・生徒の避難経路の安全確保 ア 避難路にあたる廊下の戸棚等の転倒防止、昇降口の下駄箱の転倒防止 イ 昇降口等の扉は全開にする。	9 引き渡し (1) 警戒宣言発令による児童・生徒の引き渡しに備える。 ア 雨天の時は各教室での引き渡しになるので、引き渡し場所を明示する。 イ 保護者の流れを想定して表示をする。 ウ 要所に教職員を配置する。

学校災対本部準備行動	児童・生徒への指導・対応
8 特別教室の備品の処置 ア 重い物ほど転倒するので、備品類は床におろして置く。 イ 理科室（準備室）の薬品については、特に注意する。 9 給食室関係についての処置。 ア ガスの元栓を閉める。 イ 水のくみおきをする。 ウ 運搬車はロープで固定する。 10 非常持出品の点検。 ア 非常持出品を金庫の中、1カ所に集める。 イ 重要書類や児童・生徒名簿、教職員名簿、住所録を準備する。	(2) 残留児童の対策を計画しておく。 ア 保護する場所、教職員の役割 イ 飲料水、食糧、毛布等の備蓄、調達方法及び保護の方法、スペース等を確認する。

(3) 警戒宣言が発令された場合の対応

① 学校の対応

	学校災対本部における行動・児童・生徒への対応等
児童・生徒の在校中に発令された場合	1 警戒宣言の発令を確認（テレビ・ラジオ等）したら、学校災対本部を直ちに設置し、学校危機管理計画に従って行動する。 (1) 児童・生徒を保護者に引き渡すために、校庭など所定の場所に集合するよう指示する。引き渡しについては、各学校の訓練どおりに実施する。 (2) 災害伝言ダイヤルや災害時情報掲示板（学校ホームページ）により定期的に情報発信する。 2 児童・生徒の引き渡し・残留児童対策 保護者が帰宅困難者となり、学校に引き取りに来られないことを想定しておく。保護者に安全に引き渡すまでは、学校で保護する。 (1) 引き取りに来る保護者にわかるように、災害用伝言ダイヤルや災害時情報掲示板（学校ホームページ）による定期的な情報発信や貼紙を表示する。 (2) 引き取りカードにより、児童・生徒を保護者に引き渡す。 (3) 大部分の児童・生徒の引き渡しが終了した段階で、1カ所（〇〇室）に集め、学年ごとに人数確認をする。 (4) 学年ごとの人数により、教職員の退出計画を立て、学年担当を決めて引き渡しを続ける。 (5) 残っている児童・生徒は、不安感を抱かないように配慮する。 (6) 食糧の確保・準備を行う。

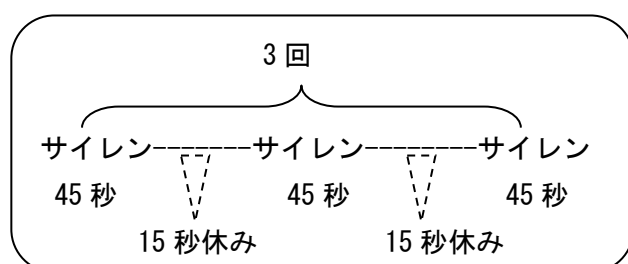
	学校災対本部における行動・児童・生徒への対応等
	(7) 宿泊になることも想定し、宿泊場所の確保、寝具等の準備、また、地域の人への協力を依頼する。 (8) 残留児童・生徒の状況等は、市教育委員会教育指導課に報告する。 (9) 全児童・生徒が帰宅し、校舎内外の対策が終っても、第1 非常配備態勢教職員は残留する。 3 教職員について (1) 児童・生徒が学校にいる場合は、児童・生徒の安全確保のため、教職員が対応する。 (2) 児童・生徒の引き渡しが一段落し、校舎内外の施設設備の保全の見通しが立った段階で、勤務時間が終了している場合は、児童・生徒の残留数により、校長は第1 非常配備態勢教職員・避難所支援担当者を除き、教職員を順次帰宅させる。
児童・生徒が校外学習時に発令されたとき	1 遠足・社会科見学などで校外に出ているとき (1) その地域の官公署等と連絡をとるなど、情報を知り得た段階で、原則として即時帰校する。 (2) 帰校後、在校時と同様に児童・生徒を保護者へ引き渡す。 (3) 交通機関の運行や道路の状況により、帰校することが危険と判断された場合は、出先近くの小・中学校等一時避難場所等に避難する。 (4) 遠足等の行き先が東海地震強化地域内の場合は、その地域の市町村と連絡を取り、その地域の警戒本部の指示に従う。 (5) (3) (4) の場合、速やかに引率責任者は学校へ連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を市教育委員会教育指導課に報告する。 2 修学旅行・移動教室など、宿泊を伴うとき (1) 宿泊を伴うときは、校長または副校長が付き添うので、その判断による。 (2) 現地の官公署と連絡を取り、その地域の警戒本部、又は災害対策本部の指示に従う。 (3) 学校へ連絡し、速やかに保護者に連絡するとともに、対応状況を市教育委員会教育指導課に報告する。
児童・生徒が登下校時に発令されたとき	1 登校中 (1) 登校中に警戒宣言が発令されたときは、そのまま登校させる。 (2) 登校してきた児童・生徒は、校庭や教室の一部に集結させる。 (3) 児童・生徒を保護者の引き取りまで学校で保護 2 放課後・下校中 (1) 放課後の場合は、保護者に直接引き渡すまで学校で保護する。 (2) 下校中に警戒宣言が発令されたときは、そのまま帰宅させる。 保護者が不在である場合は、原則として学校に戻るよう指導しておく。

② 警戒宣言発令時の保護者への対応

学校で準備しておくこと	保護者に徹底しておくこと
ア 学校と家庭との緊急連絡網の作成 イ 全校児童・生徒名簿の作成 ウ 第二次・広域避難場所と避難経路を保護者に知らせると共に、職員室等に掲示して全教職員に周知しておく。 エ 引き渡しカードの確認・保管	ア 引き渡しカードの記入と確認 イ 第二次・広域避難場所と避難経路の確認。また、教職員、PTA等で実地踏査をし、安全確保に十分注意する。 ウ 児童・生徒の引き渡しの基準・方法の周知 エ 家庭内で防災会議を開くことを呼びかけ、次の点について話し合うようにさせる。 避難場所、連絡方法・家庭の安全点検・救急用品・食料、飲料水等

○ 警戒宣言のサイレン

防災行政無線や広報車、パトカーなどは次のようにサイレンを鳴らす。



(4) 警戒宣言が解除されるまでの対応

- ア 警戒宣言発令中は、学校は臨時休業となる。
- イ 警戒宣言発令中であっても、全教職員は出勤する。なお、勤務時間外において発令されたときは、第1 非常配備態勢による参集となる。
- ウ 警戒宣言が解除されたときは、授業を再開する。

第3部 特別警報時の体制

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼び掛けていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「**特別警報**」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けることとした。（平成25年8月30日より運用）

特別警報が出された場合、その地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にある。周囲の状況や市から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をおこす。

（1）地震の場合

震度6弱以上の緊急地震速報が特別警報に位置付けられている。緊急地震速報は、情報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかない。まわりの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、あわてずに、身の安全を確保する行動をおこす。

（2）気象警報（大雨、暴風、大雪等）の場合

気象に関する特別警報は、大雨など6種類がある。そのうち高潮及び波浪特別警報を除いた4種類の特別警報が発せられた場合、八王子市は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にある。

気象警報等の種類								
	大雨			暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪
	土砂災害	浸水害						
特別警報 （重大な災害の 起こるおそれが 著しく大きい）	土砂災害 警戒情報	大雨特別警報 （土砂災害）	大雨特別警報 （浸水害）	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報
警報 （重大な災害の 起こるおそれ）		大雨警報 （土砂災害）	大雨警報 （浸水害）	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報

注意報 (災害の起こる おそれ)	大雨警報	強風 注意報	高潮 注意報	波浪 注意報	風雪 注意報	風雪 注意報
------------------------	------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

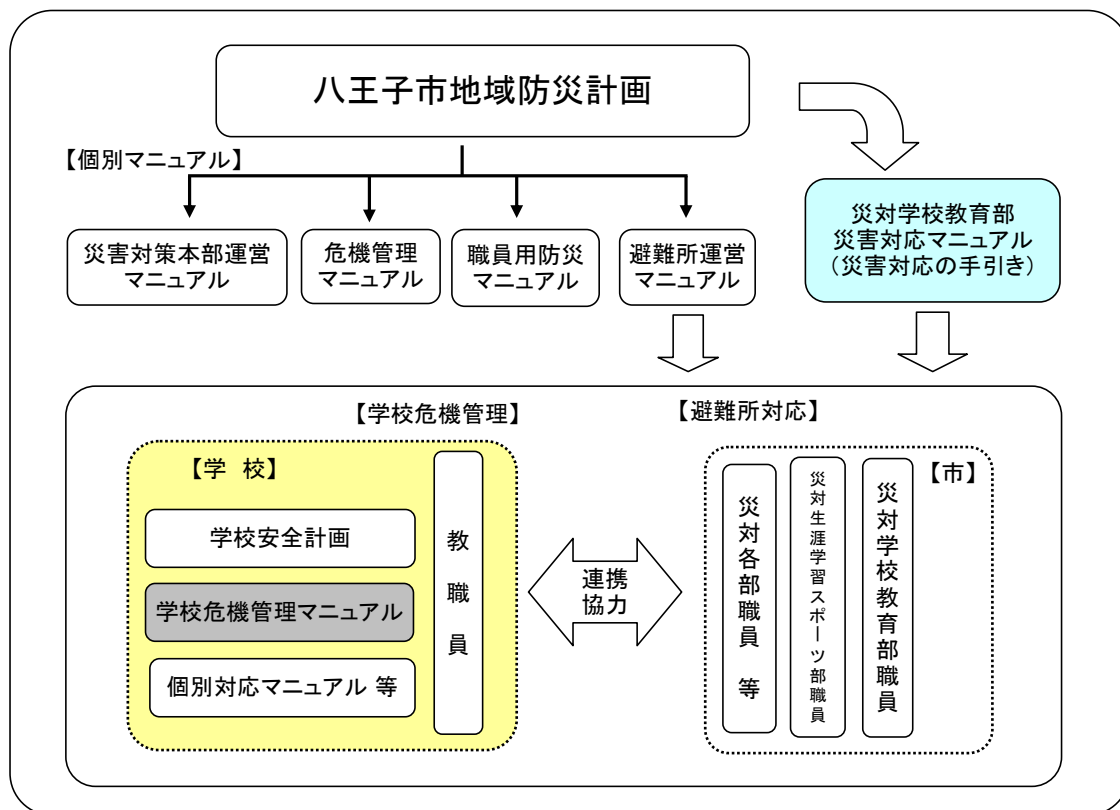
大雨特別警報が発せられた場合、それまで降り続いた雨量により土砂災害及び浸水害の発生する可能性がある。また、雨が小降りになっても十分な警戒をすること。

災害対策については、本マニュアルを参考に学校ごとに災害対策マニュアルを作成し、各種様式を整えること。

第2章 資料

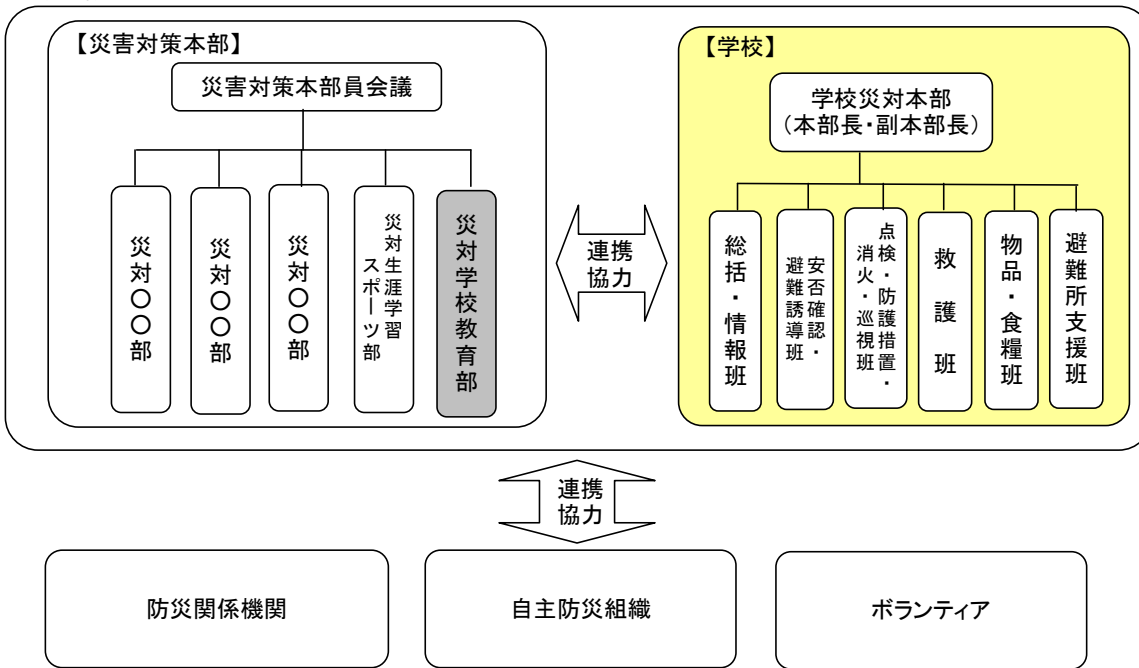
(1) 防災計画等体系図

① 防災計画等体系図

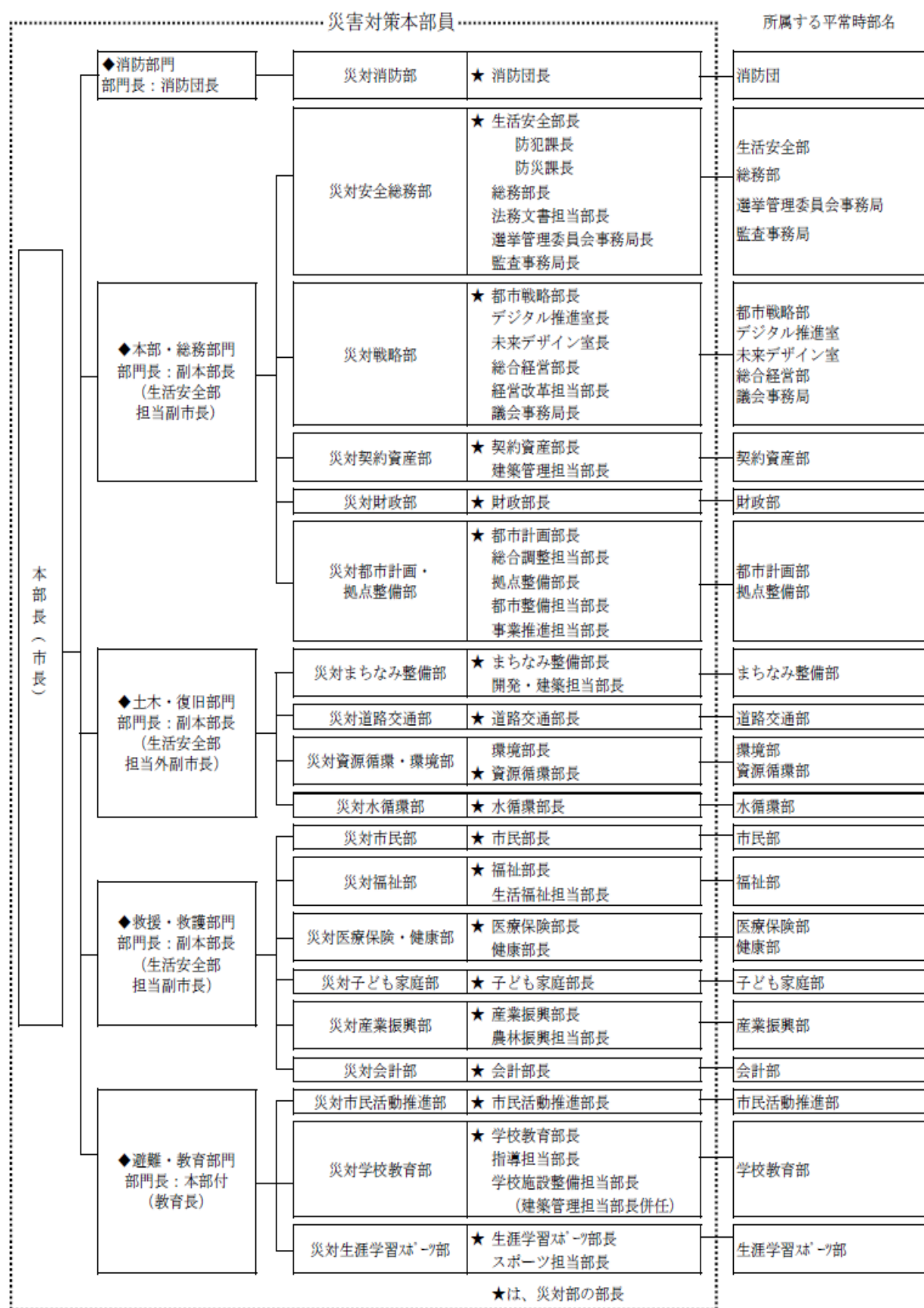


② 防災体制等関係図

市組織



(2) 八王子市災害対策本部組織図



(3) 学校の危機管理における参考資料

① 国の危機管理に係る計画

災害対策基本法

国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める法律。

平成25年6月21日に一部が改正され、大規模広域な災害に対する即応力の強化等、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善や平素からの防災への取組の強化などが見直された。

② 本市の危機管理に係る計画・マニュアル等（学校で保管すべきもの）

- ☐ 八王子市地域防災計画【本冊】（平成16年作成 令和4年修正）
- ☐ 八王子市地域防災計画【別冊】（平成16年作成 令和4年修正）
- ☐ 八王子市立学校危機管理マニュアル（平成9年「学校防災マニュアル」作成
平成23年名称及び内容修正 令和4年修正）
- ☐ 避難所運営マニュアル（平成16年作成 令和4年修正）
- ☐ 災害対策本部運営マニュアル（平成16年作成 令和4年修正）
- ☐ （市）職員用防災マニュアル（平成16年作成 令和4年修正）
- ☐ （市）危機管理マニュアル[火災・テロ・不審者対策等]（平成16年作成 令和4年修正）

③ 学校における危機管理計画等（各学校で作成すべきもの）

- ☐ 学校危機管理計画（または防災計画）
（防災教育、震災対応、風水害対応、事故等対応）
- ☐ 学校安全計画（学校保健安全法に基づくもの）
（安全教育全体計画・年間指導計画、避難訓練計画等）
- ☐ 避難所開設・支援計画
- ☐ 応急教育計画（学校教育活動が正常に実施されるまでの計画）

(4) 非常用品の管理点検

管 理 点 検 票 (年 度)									
点検場所 ()				点検者 ()					
	非常用品	管理場所	数量	管理責任者	点検結果 ○ ×				特記事項
					／	／	／	／	
救 急	救急箱	保健室、職員室							
	医薬品	〃							
	担架	〃 職員室							
	A E D	事務室前玄関、保健室							
情 報	テレビ	校長室、職員室、事務室							
	ラジオ	職員室、事務室							
	ハンドマイク	体育教官室							
	トランシーバー	事務室							
食 糧	屋外放送器	放送室							
	非常食	体育館							
	飲料水	〃							
消 火 用 品 ・ 工 具 類	飲料水浄化装置	倉庫							
	消火器	各種各階							
	バケツ	〃							
	ロープ	管理棟1階倉庫							
	バール	〃							
	ジャッキ	〃							
	ハンマー	〃							
	のこぎり	〃							
	なた	〃							
	一輪車	〃							
	スコップ	〃							
	つるはし	〃							
	軍手	〃							
	脚立	〃							
	はしご	〃							
電 灯	懐中電灯	事務室							
	発電機	グラウンド倉庫							
	非常灯	事務室							
衣 ・ 住	ヘルメット	各教室							
	毛布	保健室、体育館							
	テント	校庭倉庫							
	ビニールシート	体育館							
	防災服	事務室							
	長靴	トイレ							
	合羽	用務員室							
雑 貨	模造紙	事務室							
	印刷用紙	〃							
	マジック	〃 職員室							
	ガムテープ	〃 〃							
	乾電池	〃							
	電子レンジ	調理室							
	コンロ	〃 事務室							

(5) 防災倉庫備蓄品

八王子市 防災倉庫内備蓄品一覧

令和 年 月 日現在

施設名	〇〇学校		
所在地	〇〇町		
設置年度	〇〇年度	鍵	〇〇型
種別	校内	階	〇F（分散）

品名		数量	品名		数量
乾パン	128or60 食/箱	食	災害用 コンロセット	本体	台
アルファ米(白飯)	50 食/箱	食		勲薪(3kg)	箱
アルファ米(五目)	50 食/箱	食		やかん(4L)	個
アルファ米(白粥)	50 食/箱	食	卓上コンロ		台
ビスコ	60 食/箱	食	軍手		双
ミネラルウォーター	12 瓶/箱	瓶	のこぎり		本
毛布	10 枚/箱	枚	スコップ(剣)		丁
アルミブランケット		枚	スコップ (角)		丁
ゴザ	35 枚/箱	枚	金てこ		本
断熱マット	50 枚/箱	枚	とびくち		丁
簡易間仕切り		個	ロープ 50 本		巻
簡易更衣室		個	ポリタンク		個
ホワイトボード		枚	非常用飲料水袋(6 本)		枚
タオル		枚	飲料水袋(5 本)		枚
石けん		個	発電機		台
紙おむつ (大人用)	大	枚	ガソリン携行缶		個
	小	枚	LP ガス発電機		台
紙おむつ (子供用)	エコノ	枚	LP ガス炊飯器		台
	ムートン L	枚	仮設トイレ(一般)		基
	ムートン S	枚	仮設トイレ(車椅子対応)		基
トイレトーパー		巻	便袋 (200 袋/箱)		箱
下着セット		個	ランタン		個
生理用品	大 42/袋	袋	テント		張
	小 20/袋	袋	三角巾		枚
応急給水・消火セット		セット	ストーブ		台
ガソリン缶	4 本/箱	箱	エンジンオイル	1 本/缶	缶
地域防災無線設置場所		職員室	地域防災無線ラック		有
ろ水機		基 (設置場所 :)			
特設公衆電話保管場所					
備考					

(6) 避難訓練・引き渡し訓練指導計画等

① 避難訓練実施計画

ア 火災想定（初期訓練）（小学校・義務教育学校（前期課程））

避難訓練実施計画（ 月 ）

例

〇〇 小学校（義務教育学校前期課程） 防災担当

☐ねらい 避難訓練の意味を知り、火災などが発生した場合における、避難時の合図や避難のしかたを理解する。

☐想定 ・出火の日時 令和 年 月 日 () 時 分
・出火の場所 家庭科室

☐避難経路 (各学校で様々な避難経路のパターンを設定する。)

☐展開 ・放送により授業中断
・避難訓練について知る。(学校指導)
 非常事態の発生ー 非常ベル
 避難行動について話し合う。
 静かにする／先生の指示をあわてないで聞く／窓を閉める／荷物は持たない
 ／あわてず走らない→ 出火場所、どこの出口へ行くかを確認する／ハンカチ
 で口をおさえる／押さないで並んで避難する
・避難行動の練習
 避難合図、指示
 廊下に並ぶ→出口
 校庭に整列
 人員確認の報告
 校長、係の教員の話

☐評価 ・避難訓練の意味が分かったか。
・「おさない／かけない／しゃべらない／もどらない」が守れたか。

避難訓練実施計画

例

〇〇 小学校（義務教育学校前期課程） 防災担当

- ☐ 日 時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- ☐ ね ら い 実際の火災に即した訓練を行い、あわてずに冷静に避難する態度を養う。
- ☐ 想 定 理科室より出火。煙は廊下から階段を伝わって階上へ。防火扉が自動閉鎖となる。
- ☐ 避難経路 別図のとおり （各学校で決める）
- ☐ 指導と展開
- ・放送が始まったら授業を中止し、口を閉じて放送を聞く。
 - ・担任の指示により、防災頭巾をかぶりハンカチを口、鼻にあてて廊下に整列する。
 - ・出火教室から離れた学級は防火扉に設けられた小扉を開けて避難する。
 - ・列の前の児童との間隔をあけないで避難する。
 - ・校庭に整列して人員確認の報告
 - ・校長の講評
 - ・担当、係の教員の指示で解散
- ☐ 留意事項
- ・心身に障害がある児童への細やかな指導の配慮
 - ・強風や雨天の場合は中止

避難訓練実施計画

例

〇〇 小学校（義務教育学校前期課程） 防災担当

- ☐ 日 時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- ☐ 想 定 地 震（震度〇） ※ 多摩直下型 マグニチュード 7.3 震度 6 強
程度を想定した訓練が望ましい。
- ☐ ね ら い ・ 地震発生と同時に、指示にしたがい、黙って早く安全な場所に避難する。
・ お・か・し・も（おさない／かけない／しゃべらない／もどらない）を守らせる。
- ☐ 避難場所 校庭中央
- ☐ 避難経路 別図のとおり（各学校で決める）
- ☐ 訓練の流れ
- ・ 〇時〇分 非常サイレンと同時に緊急放送
「訓練 地震」（2 回繰り返す）
「ただいま 大きな地震が発生しています。児童のみなさんはすぐに机の下に避難し、しっかり机の足を持ちなさい」
 - ・ 放送をよく聞かせる。
 - ・ 出入口の戸を開ける／プールにいる児童は水から出て、プールサイドにしゃがむ／校庭にいる児童は校庭の真ん中に集まってしゃがむ
 - ・ 1 分後 放送
「大きなゆれはおさまりましたが、このあと、また大きくゆれることも考えられます。静かに校庭中央に避難集合します。避難開始」
 - ・ 担任は、出席簿・笛を持ってでる。
 - ・ 集合確認
校庭中央 校舎の方に向かって整列して腰をおろす。
人員を確認して報告する。
 - ・ 講評
校長先生の話
係の先生の指示で解散

避難訓練実施案

例

☐ ねらい 授業中の地震を想定し、教員の指示・誘導によって敏速かつ安全に避難する。

☐ 日時 令和 年 月 日 ()

☐ 想定 地震（震度○）

※ 多摩直下型 マグニチュード 7.3 震度 6 強程度を
想定した訓練が望ましい。

☐ 避難場所 校庭中央

☐ 避難経路 別図のとおり（各学校で決める）

☐ 内 容

- (1) 校内放送を用いて、地震を警告する。
- (2) 各教室の扉を開け、机の下にもぐり、ゆれが収まるのを待つ。
- (3) 避難するよう放送があったら、
 - 教科担任の指示に従い、廊下に整列し決められた避難経路を通して避難する。体育の場合は体育館ならその場で伏せて、校庭なら避難場所に集合する。
 - 上履きのまま、何も持たずに外に出る。校庭に出たらかけ足で避難場所に集合 する。
 - 特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍している場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、対策をあらかじめ考慮しておく。
 - 出席簿は教科担任が持って避難する。
- (4) 避難場所は校庭の中央とし、北向き（校舎の方に向かって）朝礼隊形で整列する（教科担任が指示する）。
 - 整列が終わった学級から教科担任が人員点呼を行い、しゃがんで待機する。
 - 人員点呼終了後、教科担任は学年主任に人数を報告する。学年主任は学年をまとめて副校長・係職員に報告する。
- (5) 全体の人員点呼終了後、朝礼台の前に移動し、校長の講評を受け、係職員の連絡を聞く。

☐ そ の 他

- (1) 生徒には予告せず、休憩時間中や清掃中、さらに登下校中の場合なども想定し、災害の発生時間や場所に変化を持たせ、いかなる場合にも安全に対処できるようにする。
- (2) 当日雨天の場合は、廊下に整列するところまで行う。

☐ 担当教職員

- | | |
|------------|--------|
| ○ 校内放送 | 放送担当職員 |
| ○ 雑巾の準備 | 美化担当職員 |
| ○ 朝礼台の放送準備 | 放送担当職員 |

ア 引き渡し訓練実施計画

例

□ ねらい

- ・災害時における下校の方法を理解させる。
- ・警戒宣言発令時の基本的行動を理解させる。

□ 日 時 月 日 時 分～ 時 分

□ 場 所 校庭（下図参照）／ （雨天時 教室）

□ 想 定 午後 時 分 臨時ニュース等で、東海地震の注意情報が発表された。
続いて 時 分 警戒宣言が発令された。
児童・生徒を保護者に安全確実に引き渡すまで留め置く必要がある。

時 刻	本 部	教 職 員	児 童	保 護 者
時 分	非常事態発生の 合図	・活動停止の指示	・活動停止	・臨時ニュースを 聞き引き取りに 出発
時 分	緊急放送 (警戒宣言発令 の伝達／児童・ 教職員への指 示)	・静かに放送を聞かせ指示に 従わせる。 ・特別教室等へ移動している 学級の児童はただちに教室 にもどらせる。	・放送を聞き、指示 に従い下校の支 度をする。 ・教室で静かに待 機する。	
時 分	校内放送 (教職員集合)	・職員室に集合		
時 分	引き渡し場所に 移動	・教室にもどり今後の行動を 指示 ・引き渡し場所に誘導	・帰りの支度をし て防災頭巾をか ぶり校庭の避難 場所で待機	・校庭の指定され た場所で待機
時 分		・保護者の申し出により引き 渡す (引き渡しカードに記入)		・児童を引き取る。 (高学年から) ・児童と一緒に下 校
時 分		・残りの児童の確認と指示。	・人数と学級、氏名 の確認を行う。	
時 分	訓練終了の指示	・引き取り状況の報告	・残留児童の下校 (訓練時のみ)	

(7) 保護者通知等

ア 引き渡し訓練 保護者向け通知

例

令和 年 月 日

保護者 各位

八王子市立〇〇小（中・義務教育）学校
校長 〇〇 〇〇

警戒宣言発令時における児童（生徒）引き渡し訓練の実施について

本校では日ごろ、計画的に火災・地震発生時において、児童（生徒）を安全に避難させる訓練を実施しております。

今回は、児童（生徒）が登校し在校中に、「東海地震警戒宣言」が発令されたという想定で、下記のとおり、児童（生徒）の引き渡し訓練を実施いたします。

皆様方にはご多用の折とは存じますが、お子さまの命を守る基礎訓練ですので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

記

- ☐ 実施日 令和 年 月 日（ ）午後 2 時 30 分 警戒宣言発令
・引き渡し 午後 2 時 45 分（開始）～午後 3 時 15 分（終了）
＊訓練のために 30 分間とします。
・場 所 校庭（別図をご覧ください） ※ 雨天時は教室

- ☐ お 願 い
- ・引き取り人は、保護者等あらかじめ「引き渡しカード」に記載されている方とします。
 - ・午後 2 時 30 分から、家または職場等から行動を開始してください。（午後 2 時 30 分に警戒宣言が臨時報道されたとします）
 - ・上の学年の児童（生徒）からお引き取りください。引き取る際には、必ず担任に申し出てください。
 - ・引き取り人が来校できない場合は、終了後下校します。
（実際の震災の場合は、保護者に引き渡すまで学校で保護いたします。）
 - ・引き取りは必ず徒歩でお願いいたします。実際の場合は自動車等乗物が使えなくなります。
 - ・下校の際には通学路をお通りください。
 - ・電話等の問い合わせはご遠慮ください。

例

令和 年 月 日

保護者 各位

八王子市立〇 〇 小（中・義務教育）学校
校長 〇 〇 〇 〇

災害時における児童（生徒）の引き渡し基準・方法について

本校では東海地震警戒宣言発令時や災害時における対処について、計画的に避難訓練を行っております。

大災害が発生した場合では、保護者が交通機関の不通により帰宅困難となることも予想されます。

つきましては、児童（生徒）の避難場所と保護者への引き渡し基準・方法について、下記のように定めておりますのでご承知おきください。

記

1 避難場所

（１）第一次避難場所……………（ 当 該 校 ） 学校

（２）第二次避難場所……………（最寄りの一時避難場所）学校

（３）広域避難場所……………（市内１４か所のうち最寄りの広域避難場所）

- ＊ 第一次避難場所が周囲の状況から見て危険と判断された場合に、第二次避難場所に移動します。
さらに火災が広範囲におよぶ場合は、延焼の危険のない広域避難場所に移動して児童を保護します。

2 児童（生徒）の引き渡し基準

校長が市内等の状況を判断して、児童（生徒）を個々に帰宅させることが危険と考えられる場合、または、保護者等が震災による交通機関の不通等により帰宅困難になることが予測される場合は、児童（生徒）を下校させずに保護者に引き渡すまで、避難場所で保護します。

（１）東海地震警戒宣言の発令

（２）八王子市において震度５強以上の地震

（３）八王子市において震度５弱以下の地震の場合は、交通機関の運行状況により保護者が帰宅困難となることが予測されるとき

3 児童（生徒）の引き渡し方法

あらかじめ児童（生徒）引き渡しカードに記載のある保護者等であることを確認した後、避難場所において児童（生徒）を引き渡します。

例

令和 年 月 日

保護者 各位

八王子市立〇 〇 小（中・義務教育）学校
校長 〇 〇 〇 〇

東海地震警戒宣言が発令された場合の学校の対応について

本校において、「東海地震警戒宣言」が発せられた場合、学校危機管理計画に基づき、次の対応を行います。

1 東海地震注意情報が発表されたとき

- （１）授業を打ち切り学級指導に切り換え、警戒宣言発令に備えます。
- （２）児童・生徒に大地震に備えた指導を行います。
- （３）警戒宣言発令による児童（生徒）の引き渡しに備えます。

2 警戒宣言が発令されたとき

- （１）在校中の場合には、児童（生徒）は保護者等に引き渡すまで学校で保護します。
- （２）登校中の場合にはそのまま登校します。その後の対応については、在学中と同様となります。
- （３）下校の途中では、原則、そのまま下校します。自宅に保護者等が不在の場合は学校に戻るよう指導し、学校で保護します。
- （４）「警戒宣言」が発令されると学校は休校になります。避難の準備をして、正しい報道を得るようお願いします。

3 警戒宣言が解除されたとき

- （１）午前 6 時以前に解除 平常どおりの授業を行います。
- （２）午前 10 時以前に解除 午後から授業を行います。
- （３）午前 10 時以降に解除 翌日より授業を行います。

家 庭 で の 備 え

例

1 普段からの備え

① 非常持ち出し品の準備

非常食品（乾パン、缶詰、アルファ米等）／飲料水／救急薬品／携帯ラジオ／懐中電灯
現金／貴重品／水筒／帽子／下着／タオル／軍手／避難袋／シート等

② 家具や棚の点検

洋服ダンス、書棚、食器棚等が倒壊しないように転倒防止の金具や針金で固定する。

③ 家族との連絡方法の話し合い

緊急用品購入以外は家族と離れないこと。また、外出中に災害に起こった時の集合場所や連絡方法などを普段から話し合っておくこと。

災害用伝言ダイヤルの使用方法を確認しておく。

④ 避難場所や避難方法の確認

せまい路地、塀際、崖、石垣等の近くは避ける。

⑤ 火気に注意

ストーブ・ガス・電気はできるだけ使わない。浴槽やバケツに水を溜める。

⑥ 消火器の点検

家屋の外周部の点検

落下物の防止対策

⑦ ラジオ・テレビなどにより行政機関の情報を収集する。（不確かな情報に注意）

⑧ 隣近所の協力体制づくり

2 地震発生時

（１）家にいるときに地震が発生したら

① まずは身の安全を確保。揺れが収まってから火の始末（ガス器具・ストーブ・電気器具を切る。）

② 出口の確保

③ テーブルや丈夫な机の下に避難する。（約１分間、大揺れが止まるまで）

④ １分過ぎ、大きな揺れが収まったら、頭を保護しながら避難する。

（２）屋外にいるときに地震が発生したら

① 建物やブロック塀から離れ、塀の倒壊、瓦、ガラス等の落下に注意し、頭を保護する。

② 広場や空き地、畑等広い場所に避難する。

3 地震がおさまったら

① ラジオやテレビ等で正確な情報を得て、落ち着いて行動する。デマやうわさ、チェーンメール等に惑わされないようにする。

② 危険な場所に近づかない。（切れて垂れ下がった電線、壊れた道路等）

③ 家族と協力して身の整理、家の片付けに専念する。

④ 心身の健康に注意する。＜伝染病等＞

⑤ 災害のどさくさに紛れた盗み等の犯罪に巻き込まれないようにする。

(8) 児童・生徒引き渡しカード

児 童 ・ 生 徒 引 き 渡 し カ ー ド					
年 組	ふりがな 氏 名			性 別	
現住所	住 所 _____				
	自宅電話番号 _____ () _____				
	携帯電話番号 _____ () _____				
	メールアドレス _____				
自宅以外の連絡先 (名称) _____ () _____					
本校在学の 兄弟姉妹	年 組		年 組		
	年 組		年 組		
緊急時の児童・生徒の引渡人					
	氏 名	電話番号	本人との 関係	徒歩による学校 までの所要時間	引き渡し 確認
1					
2					
3					
4					
5					
引き渡し 日 時	月 日 時		引き渡し 場 所	校庭・体育館・教室・広域避難場所・ 他 ()	
引 渡 人 氏 名					
引き渡し後の連絡先		氏名		電話番号	()

※ 裏面に自宅付近図を記入する。

(注) 引き渡し場所は、該当するものを○印する。